

建設業における仮設機材に起因する 死傷災害発生状況(27)

～2017年発生の死亡災害～

一般社団法人 仮設工業会 事務局

はじめに

本会においては、会報「仮設機材マンスリー」の2013年10月号から、下記のとおり建設業における仮設機材に起因する死傷災害発生状況を掲載しています。

- (1) 2013年10月号・災害の概要
- (2) 2014年 1月号・2010年・機材センター
- (3) 2014年 2月号・2010年・脚立
- (4) 2014年 3月号・2010年・梯子
- (5) 2014年 4月号・2010年・つり足場
- (6) 2014年 5月号・2010年・移動式足場
- (7) 2014年 7月号・2012年・死亡災害
- (8) 2014年10月号・2011年・機材センター
- (9) 2014年12月号・2011年・枠組足場
- (10) 2015年 1月号・2011年・移動式足場
- (11) 2015年 2月号・2011年・支保工
- (12) 2015年 3月号・2011年・アルミニウム合金製可搬式作業台・高所作業台
- (13) 2015年 9月号・2013年・死亡災害
- (14) 2015年11月号・2012年・機材センター

- (15) 2016年 4月号・2012年・枠組足場
- (16) 2016年 5月号・2014年・死亡災害
- (17) 2016年 9月号・2013年・機材センター
- (18) 2016年10月号・2013年・各種足場
- (19) 2017年10月号・2014年・機材センター
- (20) 2017年11月号・2014年・各種足場
- (21) 2018年 1月号・2014年・足場板
- (22) 2018年 8月号・2015年・機材センター
- (23) 2018年 9月号・2015年・各種足場
- (24) 2018年11月号・2015年・脚立
- (25) 2018年12月号・2015年・死亡災害
- (26) 2019年 1月号・2016年・死亡災害

今回の死亡災害発生状況は、2017年における仮設機材に関する死亡災害を、厚生労働省のデータベース（職場のあんぜんサイト）から抜き出し、仮設工業会事務局において取りまとめたものです。本災害発生事例を参考にして、仮設機材に関する同種災害の再発防止や教育等にお取り組みください。

1 ■■■ 機材センター関係（機材センターに参考となると思われる事例を含む。）

NO	死亡災害発生状況（2017年）
1	現場から持ち帰った資材をユニックの荷台から荷降ろしをしていた。荷台には角材の上に単管パイプの束を載せて全体を2か所で番線固定してあった。被災者が2か所目の番線を切断したところ、上部にあった単管パイプの束（20本約270kg）が荷崩れを起こした。被災者は頭部外傷により死亡した。
2	足場の材料を積載型トラッククレーンの荷台に当該クレーン（つり上げ能力3t未満）を用いて積む作業において、玉掛者（被災者と別人）が単管パイプ（長さ1m）約50本を番線で結束したものを2束をスリング2本で玉掛けし、被災者がリモコン操作で吊り上げて旋回させながら荷台の方向へ歩行していたところ、吊荷の単管パイプが高さ約3mの位置から落下して被災者に当たった。
3	自社敷地内において16t移動式クレーンを使用して1.6tの敷鉄板の移動を行っていた。敷鉄板を片側が接地した状態で引き起こし、被災者が鉄板に付いた土を取り除こうと鉄板に接近した際、直接敷鉄板の穴の部分に掛けていた玉掛け用フックが外れ鉄板が被災者側に倒れてきた。
4	資材置き場において、被災者はごみ集積場所から手押し台車を押して倉庫に戻る途中であった。同時に同敷地内に事務所のある姉妹会社の社員が被災者の近くにあった3tトラックの運転席に乗り込み後進したところ、歩いていた被災者に気づかず巻き込んだ。
5	資材置き場において、被災者はトラックの右後輪に挟まれて死亡した。

13	被災者は鉄骨建屋の高力ボルトの本締め作業中、鉄骨梁下に張られた水平ネット上に工具を落とし、他の作業者に拾ってもらい、受け取った直後、高さ13.5mの所で鉄骨梁をまたいだ状態から体勢を崩し、反対側のみ固定されていたブレース材を掴んだがブレース材が下がりネットを破り、その隙間から墜落した。
14	屋根改修工事のため、1F屋根折版上へ外部足場を組立てるため、同場所へ上り歩行中に網入りガラス（厚さ6.8mm）を踏み抜き、7.1m下のコンクリート地面へ墜落した。
15	被災者が、屋根改修工事現場において、2階の屋根の端にある破風板の取替え作業を行っていたところ、地上から高さ351cmにある足場2段目の作業床から地上に墜落し、死亡した。
16	被災者は、火災によりクラブホール天井に付着したすすの除去作業の仕上げとして、当該箇所にて脱臭用の薬剤を噴霧するため、作業足場（全12層）の9層目（高さ約14m）で作業していたが、その後、被災者が作業していた方向から何かが落ちる音が聞こえ、現場監督が駆けつけたところ、被災者が1階床で倒れているところが発見された。発見時に被災者は安全帯を着用していたが、不使用だった。
17	道路の改良工事において、工事の進捗状況を確認するために測量を行っていたところ、作業床から22m崖下に墜落し、死亡した。足場は組まれていたが、測量のため足場の外へ出て作業しており、安全帯は着用していたが、使用していなかった。
18	2階建て木造建築住宅の建築工事において、被災者が東面は壁材、床面は根太材しか無い状態であった2階のバルコニーを通り、東面笠木の下を潜って外部足場に移動しようとしたところ、誤って笠木に頭をぶつけ、床面の根太材同士の隙間から1階床面（高さ290cm）に墜落した。
19	倉庫新築工事において、屋根、壁、樋等の板金工事施工のため、足場の1段目（高さ2.6m）で作業していたところ、地面へ転落して頭部を強打した。
20	元請として施工する新築工事において、被災者は派遣労働者として当該店社に派遣され、施工管理を行うため当該現場で研修中、午後1時15分頃「ドン」という音が聞こえ、足場と躯体との間の地面に被災者が倒れていた。直ちに救急搬送され、入院加療していたが、死亡した。
21	被災者は工事中、雨樋の取り付けのため足場上で単独作業をしていた。他の現場作業員が、足場の上からボルトが落ちてきた音を聞いたため、現場代理人に説明した。現場代理人が足場を確認したところ、北面の足場の3層目（地上からの高さ4.76m）で被災者が倒れていた。病院に搬送されたが、翌日死亡が確認された。
22	被災者は、他の作業員とともに単管とクランプを使用してため池上に設置された仮設ステージのクランプを調整していたが、他の作業員が一時的に現場を離れ、再び戻ったところ被災者の姿が見えず、保護帽が浮いていることを不審に思い付近を探したところ、ため池に沈んでいる被災者を見つけた。
23	足場工事業者所属の被災者が、2次下請に派遣され石綿除去工事のための養生設備を解体中、屋上ペントハウスと外部足場を繋ぐ直径5cmの単管を渡って、屋上ペントハウスから2.3m離れた外部足場へ移動しようとしたところ、バランスを崩し19.08m下の地上まで転落した。
24	ビル外壁等改修工事に伴い、当時躯体西側の外部足場6層目（地上高11m）の外側に、飛来落下物防護柵（以下「朝顔」）を取付ける作業にて、朝顔の骨組みとなる単管材を「くの字」状に組み、これを足場建地に取付け後、張出し材（単管材下側）に足場板を敷き並べる作業中、「くの字」の先端（張出し材とつなぎ材）を固定するクランプ材が外れ、足場板上にいた労働者2名が、当該板とともに地上に墜落し、死亡した。
25	マンション新築工事現場において、朝から地中梁の配筋作業を行っていた被災者が、午後の休憩を終えて作業場所に戻るべく、地足場から地中梁（高さ約2.4m）に降り、反対側の地足場に安全帯を掛け替えようとしたところ、左手の革手袋が地足場のクランプに引っかかり、身体のバランスを崩して、根切り底に後ろ向きに墜落した。
26	新ドック建設工事に伴うポンプ室の防水塗装工事が完了し、被災者は足場材料の片付け及び足場板上で玉掛作業に従事していた。その後、被災者が見えなくなったので探していたところ、地下2階の床面に倒れているのを発見し、直ちに病院に搬送したが死亡した。